

特殊地下壕対策事業（継続）

【10（10）百万円】

対策のポイント

特殊地下壕において、崩落や陥没等の危険度が高く、放置し難い場合に埋め戻し又は防災処理を行います。

（特殊地下壕を巡る現状）

- ・ 戦時中に旧陸軍等によって築造された特殊地下壕については、関係省庁により昭和48年度、平成6～7年度、平成13年度に実態調査が行われ、**危険度が高い地下壕から埋め戻し等の対策が講じられてきたが、この間にも死亡事故が発生しています。**
- ・ 近年では、平成17年4月に鹿児島市で発生した特殊地下壕での中学生4名死亡事故を受けて、関係3省庁で平成17年度に特殊地下壕緊急実態調査を実施した結果、**新たに危険な特殊地下壕が見つかっており、適切な対策が求められています。**

政策目標

危険な特殊地下壕の適切な対策の実施

<内容>

陥没、落盤若しくは壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、農業用施設等に対する危険度が増し、放置し難い場合等に特殊地下壕の埋め戻し、防災処理等を行います。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 補助率 50/100
3. 事業実施期間 平成9年度～平成23年度

【担当】 農村振興局防災課

木下・山本（03）6744-2211（直）